

**【マイナンバーが必要です!】**

申告には、マイナンバーが記載されている、個人番号カードか、通知カードと身分証明書が必要です。

忘れずご持参ください。(写しでも可)  
代理、郵送の場合は写しを添付ください。

# 令和3年度償却資産申告書記載要領

## (農業資産用)

### 1 申告をしなければならない人

令和3年1月1日において柴田町内で農業を営み、農業の用に供する資産を所有している方です。また、資産を他人に賃貸している方も含まれます。

記載にあたっては、

- (1) 令和2年度に申告いただいた償却資産申告の内容をもとに資産を把握しておりますので、前年償却資産の申告をされた方は、令和2年1月2日～令和3年1月1日までの期間中に、増加あるいは減少した資産についてのみ記載申告してください。
- (2) 前年未申告の方、新たに農業経営を開始された方、申告された所有資産の訂正を要する方は、令和3年1月1日現在所有している資産全部を記載申告してください。また、平成20年度の税法改正により、減価償却資産の対応年数等に関する省令が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。これにより平成21年度から償却資産(固定資産税)の申告は、新耐用年数を用いることとなっておりますのでご注意ください。

### 2 償却資産とは

固定資産税の課税客体となる償却資産とは、土地、家屋以外の農業の用に供する有形の固定資産(主に機械設備)で、所得税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。対象機種等は、取得価格が20万円を超えるか1年以上の耐用年数を有する資産です。詳しくは別表を参照してください。

### 3 課税標準・税率・免税点等

- (1) 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、令和3年1月1日における当該償却資産評価額で、課税台帳に登録されたものです。
- (2) 税率は100分の1.4です。
- (3) 償却資産の免税点は、課税標準となるべき額が150万円未満となる場合ですが、課税されるかどうかは、評価計算した結果判定しますので資産の多少にかかわらず申告してください。

### 4 償却資産課税台帳の閲覧

課税台帳の閲覧は、特別の事情がない限り令和3年4月1日から、柴田町役場において納税義務者の閲覧に供します。縦覧期間中(令和3年4月1日から令和3年5月31日まで)以外は有料となります。

